

【令和 7 年度施設整備（令和 8 年度開設）】

認知症対応型共同生活介護事業

整備予定事業者募集要項

（令和 7 年 3 月）

浜松市健康福祉部介護保険課

目 次

1. 募集の概要.....	1
2. スケジュール.....	2
3. 応募の手続き等.....	2
4. 提出書類のダウンロード.....	2
5. 応募に当たっての留意事項	3
6. 事業計画の審査	3
7. その他.....	4
8. 採択後の手続きについて（参考）	5.6

◎ 申請様式については、浜松市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/r7shisetuseibi.html>

1. 募集の概要

浜松市では、令和6年度から令和8年度までの3か年にわたる『はままつ友愛の高齢者プラン（第10次浜松市高齢者保健福祉計画・第9期浜松市介護保険事業計画）』（以下「第9期計画」という。）において、認知症対応型共同生活介護の整備数を定めており、計画的に整備を進めることとしております。

今回の募集は、第9期計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業について、事前申出事業者を募集するものです。

(1) 整備の考え方及び募集内容

本市では、原則として、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護事業所の整備を進めてきました。第9期計画についても、介護サービスを必要とする後期高齢者人口に比して施設定員数が少ない日常生活圏域に配慮し、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護サービスの提供が行われるよう、新たな施設を募集します。

(2) 事業開始の時期について

令和9年3月31日までに事業を開始するものとします。事業者指定申請時期については、「8 採択後の手続きについて（参考）」をご覧ください。

□ サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

□ 募集整備区分

創設

□ 募集数

2施設 36床

※下記、募集圏域ごとに1施設18床（定員9人×2ユニット）を整備する。

□ 募集圏域

(1) 細江圏域（細江地区、引佐地区、三ヶ日地区）

細江町、引佐町、神宮寺町、三ヶ日町

(2) 於呂圏域（中瀬地区、赤佐地区）

上島、豊保、中瀬、西中瀬（一丁目～三丁目）、尾野、於呂、根堅

□ 募集条件

- (1) 令和8年度中に新規開設する施設であること。
- (2) 申請者が法人格を有すること。
- (3) 市税を完納していること。

2. スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。なお、手続きの詳細は、「3. 応募の手続き等」で御確認ください。

日程概要

令和7年3月28日（金）	募集受付開始
令和7年5月23日（金）	整備要望書 受付終了（必着）
令和7年6月23日（月）	事前協議申出書他 受付終了（必着）
令和7年7月（予定）	事業者に対するヒアリング
令和7年9月（予定）	結果の通知及び公表

※提出期限までに確実に書類を受理できるようにするため、提出時には事前に介護保険課まで、御連絡ください。

3. 応募の手続き等

(1) 整備要望書の受付

本募集に係る希望状況を把握するため、事前に整備要望書を御提出いただきます。

提出期限	提出先	提出方法
令和7年5月23日（金） 午後5時まで	浜松市介護保険課指導グループ	持参又は郵送（※）

（※）いずれの提出方法でも、提出期限の日時までに提出してください。期限を過ぎて提出された整備要望書は、原則、受け付けません。

(2) 事前協議申出書他の受付

整備要望書の提出後、期日までに事前協議申出書及びその他提出書類チェックリストに記載された書類を御提出ください。

提出期限	提出先	提出方法
令和7年6月23日（月） 午後5時まで	浜松市介護保険課指導グループ	A4ファイルに綴じ込んだ書類1部を持参（※）

（※）期限を過ぎて提出された書類は、原則、受け付けません。また、整備要望書を提出していても、期日までに事前協議申出書他の提出がなかった場合は、応募がなかったものとします。また、提出後に募集条件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外いたします。

4. 提出書類のダウンロード

必要な提出書類は、浜松市ホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/r7shisetuseibi.html>

提出の際は応募事業者においても、手元に提出書類一式の控えを保管してください。また、提出書類は返却いたしません。

なお、本市が必要と判断した場合には、本市から書類の追加、補正等を求めることがあります。

5. 応募に当たっての留意事項

- ・「1. 募集の概要」欄に記載されている募集圏域の整備のみ受付けます。
- ・1の応募事業者につき、募集地区ごとに1事業の応募のみ受付けます。
- ・複数の応募事業者から、同一敷地を使用する複数の応募があった場合は、当該敷地に係るすべての応募を受付けないものとします。
- ・法人を新設する場合（社会福祉法人を除く）は別に手続きが必要ですので、許認可事務を所管する機関と協議を行い、要件やスケジュール等について確認してください。
- ・事前協議申出書の提出までに、当該施設整備計画が、関連する法令（都市計画法・建築基準法・農地法等）に適合していること及び必要な手続きを各所管課で確認してください。
- ・事前協議申出書の提出期限後の事業計画の変更は認めません。
- ・提出書類の作成に係る費用等は全額、応募事業者の負担となります。
- ・ヒアリングの日程等に係る詳細は、事前協議申出書の提出後に調整します。
- ・事業計画の内容を審査し、審査結果は令和7年9月（予定）に文書にて通知（郵送）します。また、採択された事業計画については、応募事業者の名称及び施設開設予定地等を浜松市ホームページで公表する予定です。

6. 事業計画の審査

応募者から提出された事業計画の選定に係る審査は、本市があらかじめ定めた審査基準に基づき適正に実施した上、「浜松市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会」に諮り、選定します。

なお、今回の募集において応募事業者がない場合、又は審査の結果、応募された事業計画が本市事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者選定を行わない場合があります。

(1) 選定の流れ

「書類審査」「現地確認」「ヒアリング」により、総合的に審査を実施します。

ただし、特に考慮すべき事項がある場合は、その事項について審査することがあります。なお、応募された事業計画が応募要件等を満たしていない場合等、事業の実施が困難と判断された場合は失格とします。

(2) 選定の基準

選定基準の概要は、下表のとおりです。

評価項目		配点
整備計画	介護保険事業計画との適合	適否判定
	整備経費の積算	
	資金計画	
	整備に関する法的規則の適合	
運営法人	法人の所在地	15
	介護サービス事業の実績	
	指導監査等の結果	
整備予定地	不動産の所有状況	10
	地元住民との調整事項	
人員並びに施設及び運営計画	居室の面積	70
	居間及び食堂の面積	
	看護・介護職員等の配置	
	料金設定	
	医療体制の確保	
	地域との連携等	
	生活環境	
	立地状況	
	共同生活介護	
	サービスの充実性	
	駐車場の確保及び接道の状況	
	非常災害対策	
	人材確保・育成	
	優れた施設整備 他	
その他	認知症ケアの充実	5
	その他評価すべき事項 他	
減点	重大な減点要素があれば減点する。	
合計		100

7. その他

(1) 選定後に辞退した場合について

不測の事態等により、応募内容に基づく事業計画の実施が困難と認められる場合は、辞

退届の提出により選定事業者を辞退することを認めます。この場合、その時点までに要した費用等は選定事業者の負担とします。

(2) 公表について

本公募で採択事業者として決定（選定）された事業者について、事業者名、法人所在地及び事業計画地域（日常生活圏域）を浜松市ホームページにおいて公表いたします。選定されなかった事業者については、公表はいたしません。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は、添付資料を含めて返却はいたしません。

8. 採択後の手続きについて（参考）

採択通知を受け取られましたら、「浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議等に関する事務処理要綱」に基づき、下記の書類を御提出ください。提出書類の確認及び内容照会（事前協議）を行い、計画等が適正であることを確認した後に、事前協議終了通知を交付します。

【提出書類及び提出期限】

(1) 事業スケジュール・・・採択通知受領後、すみやかに提出

スケジュールには以下の事項を明示してください。（様式は問いません。）

① 契約関係に係る日程

- 土地建物の売買契約や賃貸借契約等に係るもの

② 建築工事に係る日程

- 設計に係るもの

- 申請手続きに係るもの（建築確認、開発行為、土地利用、農地転用等）

- 工事に係るもの

③ 人員の採用、研修に係る日程

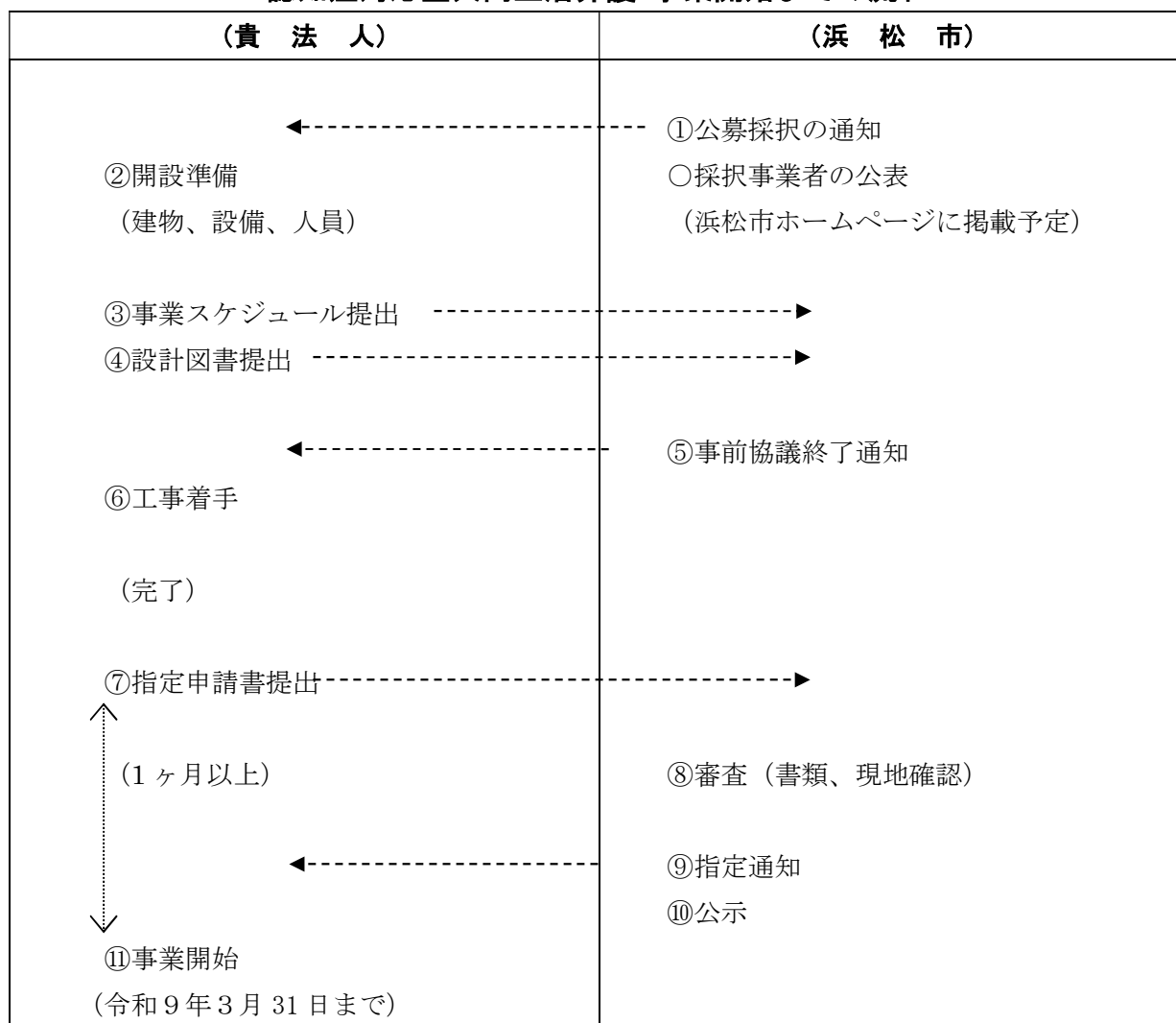
④ 介護サービス事業所の指定申請に係る日程

(2) 設計図書・・・図面ができ次第すみやかに提出

建築確認申請と相違ない①配置図、②各階平面図及び③立面図を提出してください。

※公募時の事業計画（施設計画や人員配置等）の変更は、原則として認めません。万が一計画を変更しようとする際は、事前に浜松市介護保険課へ連絡してください。

認知症対応型共同生活介護 事業開始までの流れ



※事業者の指定手続きには、申請から指定まで1ヶ月程度かかります。書類の修正が必要な場合もありますので、スケジュールに余裕をもって申請するようにお願いします。

<問合せ先>

浜松市健康福祉部介護保険課指導グループ

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

(浜松市役所本庁舎3階)

電話:053-457-2787